二　膜面を袋状にした膜構造用フィルムの内部の空気圧を高めることにより当該膜構造用フィルムに張力を導入するものとする場合において、暴風時の構造計算をするに当たっては、短期に生ずる力に対する定着部の引張りの許容応力度は次の表に掲げる許容耐力を膜面の定着部の種類及び形状に応じて求めた有効断面積で除した数値とすることができる。

短期に生ずる力に対する引張りの許容耐力（単位　ニュートン）
$\frac{2.4Ffj}{3}$

この表において、Ffjは、前号の表に規定する膜構造用フィルムの膜面の定着部の実況に応じた引張試験によって求めた引張強さ（単位　ニュートン）を表すものとする。

3　前二項に掲げる膜材料等及び膜面の定着部以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらなければならない。

第七　材料強度

一　膜材料等の引張りの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。

		引張りの材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
膜材料		$\frac{Fm}{40t}$
膜構造用フィルム	積雪時以外	F_2
	積雪時	$\frac{6F_1}{5}$

この表において、Fm、t、F_1及びF_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fm　第六第一項第一号の表に規定する膜材料の各糸方向の基準強度（単位　一センチメートルにつきニュートン）

t　膜材料の厚さ（単位　ミリメートル）

F_1　第六第一項第二号の表に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第一基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

F_2　第八に規定する膜構造用フィルムのロール方向及びロール直交方向の第二基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

二　膜面の定着部の引張りの材料強度は、次の表に掲げる終局耐力を膜面の定着部の種類及び形状に応じて求めた有効断面積で除した数値（膜構造用フィルムを使用する場合において、構造計算をするに当たっては、当該数値又は前号の規定による引張りの材料強度のうちいずれか小さい数値）としなければならない。

三　前各号に掲げる膜材料及び膜面の定着部以外の材料の許容応力度は、令第三章第八節第三款の規定によらなければならない。

第七　材料強度

一　膜材料の引張りの材料強度は、次の表の数値によらなければならない。

引張りの材料強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
$\frac{Fm}{40t}$

この表において、Fm及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Fm　第六第一号の表に規定する膜材料の各糸方向の基準強度

t　膜材料の厚さ（単位　ミリメートル）

二　膜面の定着部の引張りの材料強度は、次の表に掲げる終局耐力を膜面の定着部の種類及び形状に応じて求めた有効断面積で除した数値としなければならない。